

## 規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310003

平成27年4月21日

規制の名称	電波法規制の緩和	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法施行規則第6条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部電波政策課 課長 田原 康生
規制目的	無線通信の混信や妨害を防ぎ、また、有効希少な資源である電波の効率的な利用を確保するため、無線局の開設は原則として免許制としている。ただし、発射する電波が著しく微弱な無線局については例外的に免許不要としているところであり、その条件等について明確化する必要があるため、当該無線局の無線設備からの距離を定め、周波数帯毎に電界強度(電波の強さ)の上限値を定めている。		
規制内容の概要	3mの距離において測定する電界強度が一定値以下となる場合には、発射する電波が著しく微弱であるということで無線局免許を受けずに使用することができる。 また、電界強度がより強い場合であっても、電波が遮へいされる試験設備の内部であれば、無線局免許を受けずに使用することができる。 他方、提案された用途であっても、簡素な手続により実験試験局として開設し、実験を行うことが可能。	関連する予算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	仮に特定の敷地内に限って電界強度の条件を緩和しようとする場合であっても、当該敷地に持ち込まれる他の無線機器や、(一般的に地表面よりも減衰しないで電波が伝搬する)上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることが見込まれるため、何かしらの限定条件又は確認行為を要することとなる。 このため、そうした場合に想定される限定条件や確認行為について検討し、制度改正の可能性について判断することとする。	規制の維 持、改革又 は新設の別	今後検討
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	今後検討		
次の見直し時期	平成27年度に検討を開始し、同年度内に結論を得る予定。		

## 規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—